

議案参考資料

[令和元年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当
諸税担当

議案名

議案第49号 桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税及び軽自動車税について、所要の改正を行おうとするものです。

主な内容は、単身児童扶養者の非課税措置対象への追加及び軽自動車に係るグリーン化特例の見直しを行おうとするものです。

概要

1 個人市民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認したうえで支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人市民税を非課税とする措置を講じます。

(施行期日：令和3年1月1日)

2 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の見直し

環境性能割の導入を契機に、軽自動車自家用乗用車に係る種別割のグリーン化特例(軽課の適用)を、電気自動車等に限定し、令和4年度及び5年度課税に適用します。

区分	現行 (R3年度課税まで)	改正案 (R4・R5年度課税)
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減	75%軽減
2020年度基準+30%達成	50%軽減	軽減なし
2020年度基準+10%達成	25%軽減	軽減なし

(施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。なお、本条例に係る規定の施行は令和3年1月1日及び同年4月1日です。